

重要事項説明書

【令和6年4月1日現在】

1.事業の目的、運営方針

事業の目的	社会福祉法人泰清会（以下「法人」）が開設するケアハウスサンライズ 港町（以下「施設」）が行う軽費老人ホーム（ケアハウス）の事業は、施設において「軽費老人ホーム設置運営要綱」に定める高齢者に対して、適切な軽費老人ホーム（ケアハウス）のサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	施設は老人福祉法等関係法令の基本理念に基づき、業務の適正かつ円滑な執行と入所者の生活の安定及び生活の充実を図ります。 事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、入所者の意思や人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行います。

2.法人・事業所の概要

(1) 法人の概要

法人名	社会福祉法人泰清会
所在地	三原市港町1丁目3-22
代表者	理事長 後藤 和之
連絡先	0848-61-5788

(2) 事業所の概要

事業所名	ケアハウスサンライズ 港町
定員	56名
所在地	広島県三原市港町一丁目3番22号
連絡先	Tel 0848-61-5788 Fax 0848-62-1088

(3) 居室・設備の概要

設	備	室	数	備	考
居室	個室	56		全室個室（3F:18室、4F:14室、5F:14室、6F:10室）	
	2人部屋	0			
浴室		3		6F:2室（大浴場、小浴場）、3F:1室（個浴×2）	
食堂		5		4～6F:各1ヶ所、3F:2ヶ所	
自動販売機		1		1F（サンサンひろば内）	
エレベーター		2		内1機は寝台用	

(4) 職員体制

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者 (施 設 長)	1	所属従業者を指揮監督し施設の業務を統括するとともに、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を従業者に伝え指導します。管理者に事故等あるときは、予め管理者が定めた従業者が管理者の職務を代行します。
生 活 相 談 員	1以上	入所者の生活相談、助言、支援等の業務に従事するほか、次に掲げる業務を行います。 ①入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する居宅介護支援又は介護予防支援の事業者との密接な連携、ならびに居宅サービス等その他の保健医療福祉サービスの提供者との連携を図ります。
介 護 職 員	1以上	入所者の日常生活の介護、援助に従事します。
栄 養 士 等	1以上	献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに、給食委託業者の指導業務を行います。

3.利用料金

(1) 利用者の方にお支払いいただく利用料金は、別紙①のとおりです。

(2) 支払い方法

項目	内容	回数等
自動口座引き落とし	当事業所指定の金融機関の口座から引き落とし	月1回（15日引き落とし）

※原則自動口座引き落としでのお支払いですが現金・銀行振込の場合はご相談ください。
(手数料は自己負担)

4.施設内での生活について

(1) 食事

朝 食	昼 食	夕 食
7:30 ~ 8:30	12:00 ~ 13:00	18:00 ~ 19:00

※食事は原則として利用者ご本人以外の方が召し上がることはできません。

(2) 入浴

お一人で入浴される方	15:00~19:15 (7月~9月 15:00~20:00)
ヘルパー等をご利用にて入浴される方	15:00~18:00

(3) ゴミ出し

分別し各階の所定のゴミ捨て場に捨ててください。

(4) 洗濯

- ・1回100円でコインランドリー、乾燥機がご使用できます。
- ・物干しはお部屋のベランダを使用してください。

(5) 外出・外泊

- ①外出 所定の「外出届」に必要事項をご記入のうえご提出ください。
- ②外泊 所定の「外泊届」に必要事項をご記入のうえご提出ください。

(6) 面会・来訪

- ・原則、 8：30～17：30 です。他の利用者の迷惑とならないよう配慮し面会・来訪をお願いいたします。
- ・所定の「入館届」に必要事項をご記入のうえご提出ください。

(7) その他

喫煙・飲酒	決められた場所以外での喫煙はお断りします。飲酒は健康上問題がなければ自由です。
設備・器具の 利 用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
所持品の 持 ち 込 み	居室内及び個人用倉庫に収まる分量で必需品をお持ち下さい。火気類および危険物の持ち込みはご遠慮ください。
宗教・政治・ 営 業 活 動	施設内で他の利用者に対する宗教活動・政治活動および営業活動はご遠慮ください。
ペ ッ ト	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

5.秘密保持

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

但し、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

6.相談窓口・苦情対応

事業者への相談・苦情は以下の窓口で受け付けています。相談・苦情を受け付けた場合には、苦情解決責任者はその内容を確認し、調査を行うとともに、職員等より事情を聴取します。この場合、必要に応じて職員等に管理・指導・改善を実施した後、申出者に対して改善した内容等を書面にて報告します。

(1) 相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談苦情受付担当者	大目木 博俊
苦情解決責任者	岡野 悦子
電話番号	0848-61-5788

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

利用者より苦情を受け付けた場合には、苦情を受け付けた後、管理者は苦情内容を確認し、調査を行うとともに、従業者より事情を聴取、必要に応じ従業者等に対し管理、指導、改善を実施した後、利用者に対して改善した内容等を書面にて報告し同意を得ます。

また、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、改善報告を市町村に提出するとともにその改善内容について利用者に書面で報告し、同意を得るものとします。

(3) 苦情解決処理第三者委員の設置

委員氏名 ①	原 邦高
住 所	三原市沼田西町小原1488-1
電話番号	0848-86-5600 【(株)原アルミ建材】
委員氏名 ②	石井 克昭
住 所	三原市港町1丁目5-19
電話番号	0848-62-4056 【ナンバ洋服店(株)】

(4) その他の相談・苦情受付窓口

①三原市役所	高齢者福祉課
住 所	三原市港町3丁目5-1
電話番号	0848-67-6240
受付時間	8：30～17：15（土日祝日年末年始除く）
②尾道市役所	高齢者福祉課
住 所	尾道市久保町1丁目15-1
電話番号	0848-38-9440
受付時間	8：30～17：15（土日祝日年末年始除く）
③広島県	国民健康保険団体連合会
住 所	広島市中区東白鳥町19-49国保会見
電話番号	082-554-0783
受付時間	8：30～17：15（土日祝日年末年始除く）

7.非常災害等対策

非常災害時の対応	火災発生時には、自動通報装置にて消防署に速やかに連絡を行うとともに、施設の自衛消防隊が初期消火・避難誘導を実施します。
防災設備	各居室にスプリンクラー設置。廊下等に適宜消火器設置。
非常災害対策	各防災マニュアル・事業継続計画（BCP）の策定及び更新を適宜行い、地域と連携します。
防災訓練	年2回の総合訓練を実施（内1回は夜間想定）します。
災害対策担当者	大目木 博俊（防火責任者）
感染症対策	感染症発生時対応マニュアル・事業継続計画（BCP）の策定及び更新、職員研修を実施し感染症の発生・蔓延防止に取り組みます。

8.事故発生時の対応

(1) 事故等による関係機関等への連絡等必要な措置

- ①事故等により利用者の容体等に変化等があった場合は、医師等関係機関に連絡する等必要な措置を講じます。
- ②下記の連絡先、管理者、保険者等に速やかに連絡・報告するとともに、事故等の内容は適切に記録します。

(2) 事故の発生又は再発を防止するための措置

①事故発生防止のための指針の整備及び担当者の設置

安全対策担当者	赤井 義隆
---------	-------

- ②事故発生時の報告及び原因分析を通じた改善策の検討。職員への対策の周知徹底する体制整備
- ③事故発生防止のための委員会の設置。3ヶ月に1回以上開催、職員へ結果を周知徹底する体制整備
- ④職員に対し、事故発生防止等の研修を定期的を実施
なお、当施設は、万一に備えて損害賠償保険に加入しています。

9.虐待防止に関する対応

(1) 利用者の人権の擁護・虐待防止等のための措置

①虐待を防止するための指針の整備及び担当者の設置

虐待防止対策担当者	赤井 義隆
-----------	-------

- ②虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
 - ③虐待防止推進委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。
- ### (2) 虐待発見時の対応
- サービス提供中に、職員又は利用者家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに保険者に通報します。

10.身体拘束等について

(1) 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為の禁止

- ①原則利用者に対して身体拘束等を行いません。ただし、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶため緊急やむを得ない場合を除きます。
- ②緊急やむを得ない場合は、利用者及び家族等に対して、別途身体拘束に関する説明書にて説明し、同意を得た上で、必要最小限の範囲で身体拘束を行うことがあります。
- ③身体拘束を行う場合には、目的、理由、期間等経過観察記録を整備し、見直しを行います。

(2) 身体的拘束等の適正化を図るための措置

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置。3ヶ月に1回以上開催、職員へ結果を周知徹底する体制整備
- ②身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- ③職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施

11.ハラスメント対策

ハラスメントを防止し利用者及び家族等との信頼関係を築き、サービスを継続して円滑に利用していただくための必要な措置を講じます。

①ハラスメント相談窓口および防止対策委員会の設置

相 談 窓 口 担 当 者	大目木 博俊
---------------	--------

②職員研修の実施

次の事案にてサービス提供に支障をきたす場合、又はその恐れがあると認められた時は、本契約を終了し退所していただく場合があります。

なお、利用者及びご家族等方からのご意見の排除する目的ではなく今後のサービス向上を目的としています。

- 1.身体的な攻撃、2.精神的な攻撃、3.相当な範囲を超えた過大な要求、
- 4.個の侵害等の行為、言動

12.協力医療機関・協力歯科医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本とし、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

医 療 機 関 名	三原城町病院（内科、外科、泌尿器科、皮膚科、麻酔科、放射線
住 所	三原市城町1丁目14-14
電 話 番 号	0848-64-1212
医 療 機 関 名	三原市医師会病院（内科、外科、整形外科）
住 所	三原市宮浦1丁目15-1
電 話 番 号	0848-62-3113
医 療 機 関 名	海田歯科医院
住 所	三原市港町1丁目2-14
電 話 番 号	0848-62-2374
医 療 機 関 名	よりかね歯科医院
住 所	三原市頼兼1丁目2-12
電 話 番 号	0848-64-5339